

5月31日

○議長（兼田勝久君） ただいまから、平成23年第1回始良市議会臨時会を開会します。
(午前10時00分開会)

○議長（兼田勝久君） 本日の会議を開きます。
(午前10時00分開議)

○議長（兼田勝久君） お手元に配付いたしました議事日程に基づき会議を進めてまいります。

○議長（兼田勝久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において竹下日出志議員と出水昭彦議員を指名します。

○議長（兼田勝久君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日5月31日の1日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。
本臨時会の会期は、本日5月31日の1日間と決定しました。
会期日程は、配付しています日程表のとおりであります。

○議長（兼田勝久君） 日程第3、議長諸般の報告を行います。
市長より、報告第4号 平成22年度始良市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第5号 平成22年度始良市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第6号、第7号、損害賠償の額の決定及び平成23年度始良市一般会計補正予算（第1号）（第3号）の専決処分について、報告書が提出されております。
また、議長等の出席した主な行事はお手元に配付のとおりであります。
これで議長諸般の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君）
日程第4、議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第5、議案第49号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第6、議案第50号 専決処分について承認を求める件（平成23年度始良市一般会計補正予算（第2号））

及び

日程第7、議案第51号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）までの4件を一括議題とします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

今臨時議会に提案しております議案第48号から議案第51号までの専決処分について承認を求める件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

これらの専決処分は、法改正に伴う市条例改正と東日本大震災への対策に伴う補正予算であり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

まず、議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、本年3月30日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、平成23年度の出産一時金の支払い事務に支障をきたさぬよう、法律に合わせて同日から施行したものであります。

これまで、国の少子化対策の一環として、平成21年10月から、それまで1件あたり35万円であった出産育児一時金の支給額が、平成23年3月までの出産にかかる一時金については、附則において暫定的に39万円としておりました。

今回の改正は、暫定的な出産育児一時金の支給額について、本年4月から恒久化されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第49号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年3月30日に公布され4月1日から施行されたことに伴い、関連する本条例の一部改正につきましても、平成23年度の課税に支障をきたさぬように、政令に合わせ同日から施行したものであります。

今回の改正は、厳しい経済情勢が続く中、中低所得層の負担に配慮する改正がなされました。

第2条は、基礎課税額に係る課税限度額の50万円を51万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額の13万円を14万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額の10万円を12万円にそれぞれ改正するものであります。

第23条は、基礎課税額の減額について、減額して得た額50万円を51万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の減額について、減額して得た額13万円を14万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額の減額について、減額して得た額10万円を12万円にそれぞれ改正するものであります。

次に、議案第50号 専決処分について承認を求める件（平成23年度始良市一般会計補正予算（第2号））につきまして、ご説明申し上げます。

今回、専決処分いたしました補正予算につきましては、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災の被災地・被災者の支援に要する経費であります。

その内容といたしましては、まず、被災地支援の義援金であります。

これは、鹿児島県市長会を通じて、県内の19市が足並みをそろえて実施するもので、義援金額は市民1人あたり100円とし、総額の100万円未満を四捨五入した700万円が始良市の義援金額であります。なお、19市の義援金総額は1億5,000万円となります。

次に、鹿児島県との協力体制のもと、被災地に5人の保健師職員を派遣するための経費149万8,000円であります。

派遣先は宮城県牡鹿郡女川町で、被災住民の心身の健康を確保するために、避難施設において診療支援や相談業務など、心のケア活動に従事いたします。

次に、被災者支援留学制度に係る補助金が313万5,000円であります。

これは、被災者のうち、始良市内の学校に留学を希望する児童生徒に対し、里親制度を設け、特別に入学及び転入学を認めるものであり、始良市内の全小・中学校を対象校として実施し、里親に対して補助金を支給するものであります。

以上、これらの補正総額は1,163万3,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は268億1,384万9,000円となります。

この財源といたしましては、基金繰入金1,000万円及び繰越金163万3,000円で対処いたしました。

次に、議案第51号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律が本年4月27日に公布され、同日から施行されたことに伴いまして、関連する本条例の一部改正につきましても、平成23年度の課税に支障をきたさぬように、法律に合わせて同日から施行したものであります。

今回の法改正の内容は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため、地方税法の特例措置等を講じたものであります。

附則第22条の追加は、住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度市民税での適用を可能とするものであります。

附則第23条の追加は、住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失・損壊しても、残存期間の継続適用を可能とするものであります。

附則第24条の追加は、大震災により滅失・損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地を、被災後10年間については、当該土地を住宅用地とみなすための申告について定めたものであります。

以上、提案しております議案第48号から議案第51号までにつきまして、一括してその概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認して下さるようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は一括で行います。

質疑はありませんか。

○5番（田口幸一君） 3点ほどお尋ねいたします。

出産育児一時金というのがここにきょうの議題となっておりますが、平成23年度の当初予算は去る3月28日に議決になりました。もう動き出していると私は認識しております。

そこで、第1点目です。ゆっくり申し上げます。出産育児一時金は、当初予算にいくら計上してあるのか。

2点目です。平成23年度の、もう平成23年度は動き出しました。4月、5月、きょうは5月31日です。二月が経過しようとしております。ですから、この4月、5月に何人子どもが出生されたのか。もう一回申し上げます。平成23年度の4月、5月に何人が出生したのか。

それから3点目、35万から39万という暫定的、それが恒久化してきたということですが、1件あたり35万円から39万円になることにより、当初予算はこれで足りるのか。35万から39万、4万円も上がっている。これは、暫定措置のものが恒久化してきたという今市長の提案理由の説明ですが、補正予算を組む必要はないのか。

以上、3点について質疑申し上げます。

○市民生活部長（花田實徳君） ただいまの答弁については、次長のほうで答弁させます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

まず、1点目の当初予算の金額はいくらかということですが、一応、23年度については85名を予定しておりますので、一応この39万円という金額がありますが、これに正常な分娩をしたときに、もしかすると小児麻痺等のそういう症状が出たときは困るものですから、そうなった場合には国のほうで一定の一律3,000万という補償を出しますので、そのかかる保険金が3万円ありますので、39万プラス3万円ですので、合計42万円が1件あたりの支給額になりますので、総額で3,570万計上しております。

それから2点目の問題。5月までの子どもの出生についてでございますけれども、一応国民健康保険のほうで出産育児一時金を出す分については件数等はわかりますが、これは出生届は全国どこでも出生届が出せますので、始良市の出生が何件かというのはちょっと市民課のほうでも対応できておりませんので、今の段階ではちょっと件数はわかっておりません。

それから3番目、当初予算は足りるのかということですが、これは平成20年度から一応42万という規定がありますので、その中で、今までは附則で取り扱いをしておりましたのでこれを恒久化、本文の条例の中に取り入れるだけでございますので、予算についてはもう20年度から42万の取り扱いで計上しておりますので、今回これを条例を改正することによって予算がふえるということはありません。

以上です。

○5番（田口幸一君） 2点目の平成23年度4月、5月に把握していないと。他の市町からも、全国云々という説明がございましたが、わかっていなければ、今ここで数字をお持ち合わせでなければ、後もってその出生件数を知らせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

国民健康保険上の出産育児一時金を支給する件数についてはわかっておりますので、後もって報告させていただきます。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○16番（東馬場 弘君） 私は1点だけ指摘したいと思います。

議案第50号、700万円の件ですが、被災地・被災者の支援に要する経費で700万円計上されておりますけれども、この説明によりますと、鹿児島市長会を通じて県内の19の市が足並みをそろえて実施するもので、義援金は市民1人あたり云々とありますけれども、これをどこにどのような形で配布されるのかというものが見えてこないわけです。

というのは、現在、義援金はあちこちから集められて相当の金額が集って、1回配布したんですけども、なかなか阪神大震災みたいなことまでいなくて、配布がおくれているという状態も続いている中で、どのようにして配布されるのか、これが見えてこないわけです。この方向性がないのに、どこに配布するのかという、我々も例えば700万円始良市から義援金を出しました。どこにやったんですかという質問された場合に、わかりませんじゃ困るわけです。ですから、この市長会でもどういった配分をされるのか、どこにされるのか。例えば、始良市と同等の自治体に配布しますよとかいうのがあれば、後々、始良市にとってもメリットが出てくるんじゃないかなというふうには思いますけれども、そういった方向性をちょっと教えていただきたいと思います。

○副市長（西 慎一郎君） ただいまの東馬場議員の件でございますが、質問の件でございますが、これは鹿児島県の市長会が東北の3県、3県の市長会に対しまして5,000万円ずつ支援をするということで、既に5月18日の日に鹿児島県の市長会から東北3県のそれぞれの市長会に向けまして5,000万円ずつ振り込みをなされております。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○24番（堀 広子君） 議案第48号の出産一時金の支給についての質疑をいたします。

ことしの4月1日以降の出産育児一時金制度が今回見直されたわけでございますが、この支給金額は引き続きいわゆる42万円ということでございますけれども、産科医療補償制度に加入していない病院で出産した場合は39万円ということで先ほど説明がございましたが、この産科医療補償制度に加入していない病院はどのくらいあるのか。

それから、この42万円の支払い方法いわゆる申請方法なんですけど、これは従来と、これまでと変わらないのかどうか、変わるところがあったらお示してください。

それから、49号の国民健康保険税の限度額の見直しの件ですけれども、この限度額が対象となる世帯はどのくらいで、そしてその影響額はいくらになるのか。

そしてまた、今回の趣旨は中低所得者の負担に配慮する改正ということでございますけれども、この加入者の国保加入者の前年度と今年度の平均所得はどのくらいになるのかを教えてください。

以上です。

○市民生活部長（花田實徳君） 次長に答弁させます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えします。

その前に、先ほど田口議員の件数についてちょっとわかりましたので報告させていただきたいと思

います。

国保の被保険者のみなんですけれども、出産件数が4月が9件、それから5月が7件、合計、今16件の方々に出産育児一時金の支給をしております。

それでは、堀議員の質問にお答えいたします。

まず、1問目の産科の関係ですけど、これは県内の医療機関すべてが対処することができます。なぜかといいますと、出産による小児麻痺等の病気が出たときに補償する問題ですので、これについての保険はすべて出産と同時に3万円払って医療機関が連合会を通じて払うことになりますので、この取り扱いはできることになります。

それと2番目の支払い方法です。これは従来どおり、平成22年の4月から直接払いという方法をとっております。というのは、今までは皆さん出産のときには自分でお金を準備して行きましたけれど、これが今回、昨年の4月から直接払いということで、国保連合会を通じて保険者、つまり市町村が国保連合会のほうに払い、連合会から医療機関に対して42万までの金額を支払うことになっておりますので、42万を超えた分については個人の負担、それから42万を下回った差額については、今度は保険者のほうから個人に支払いを返すという取り扱いをしております。

ただこれが、4月17日現在、鹿児島県で2医療施設だけがこの直接払いをまだされておられませんので、ここについては、そこで出産される方がお金を払うということになっております。ここもすべて23年度中に恐らく直接払いができるようになっておりますので、今そういう支払方法になっております。

以上です。

○総務部長(谷山昭平君) ただいまご質問のありました国民健康保険税の課税の関係につきましては、担当課長に説明をさせます。

○総務部税務課長(有村正美君) 税務課の有村です。お答えいたします。

今ご質問のありました限度超過をする世帯の件数、それからいくらかということでございますけれども、医療給付費分につきましては164件、課税限度を超える税額につきましては2,387万5,000円、それから後期高齢者支援金分につきましては381件、限度を超える税額につきましては1,507万6,000円、それから介護納付金につきましては62件、限度を超える金額につきましては120万4,000円となっております。

それから、平均所得ということでございますが、これにつきましては、軽減世帯等で所得が額がならないところもあるんですけども、税額に国民健康保険税の所得割税額から逆算をいたしますと、1人あたり約157万円ぐらいになるというふうに思っております。

以上です。

○24番(堀 広子君) 出産一時金の支払方法は直接払いと、それから、結局自分で直接払う支払い方法とありますね。ということで昨年の10月に改正されたということのご説明がありましたけれども、ほかには変わったことはなかったんでしょうか。いわゆる、受取代理制度はどうかのこのこののを新聞紙上で見たことがあるんですけども、それは全く今回の改正の中には入ってないんでしょうか。

それから限度額の件ですけども、それぞれ医療分、後期高齢者支援金それから介護納付金分の件

数をお知らせいただきましたが、トータルでいくらになるのか。

それから、今おっしゃいました1人あたり157万円、これは前年度、本年度どのような差異があるのかをお尋ねいたします。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

この新聞報道等で見られたと思うんですけど受取代理機関、これは先ほど説明しましたよね。結局、受け取りというのは、今県内で2件、先ほど結局自己払いをするところがあるというのをこの代理をしないということになりますので、ほかの医療機関については受け取りの代理という、直接個人からお金をもらいませんので、連合会からもらうことになりますので、直接払いの方の受取代理人という形になります。ですので、将来的にはすべてそういう方向性で国のほうは考えておりますので、皆さんは自分でお金を準備しなくても、その方法をとることによって、出産の経済的負担を軽くするという制度になりますので、そういうことになります。

以上です。

○総務部税務課長（有村正美君） お答えします。

課税限度を超える金額のトータルということでございますが、4,015万5,000円になります。

それから、先ほど私がお答えしました平均所得については平成22年度分でございます。平成23年度につきましてはまだ調定等図っておりませんので、今の段階ではわかっておりません。

○議長（兼田勝久君） いいですか。ほかにございせんか。

○23番（湯川逸郎君） 2件ほどお尋ねしたいと思います。

議案49号の中のちょうど中ほどですけど、今回は厳しい経済情勢が続く中、中低所得層の負担に配慮する改正でありますということですが、この中低所得層の定義的なもの、そういうものをお知らせください。その基礎的なものです。

それから、議案50号の一番後ろのほうですが、被災者の支援留学制度にかかる補助金313万5,000円は、被災者のうち始良市内の学校に留学を希望する児童生徒に対して里親制度を設け、特別に入学及び転入学を認めるもので、ということですが、これは、既に金額等の積み上げをしてありますので、何人で何件を対象にして計算されたのかお知らせください。

○総務部税務課長（有村正美君） お答えいたします。

今の第49号に対します中低所得者層の負担ということで、その定義はということございましたけれども、今回の改正におきましては、課税限度額を仮に据え置くとしますと、限度額を超える方の負担をふやさないという効果は確かにあるんですけども、それ以外の方の負担、総体的な負担がふえるということございまして、中低所得層の定義というのはございません。限度額にかからない方というふうにも一つ解釈できるかと思えます。

以上です。

○教育長（小倉寛恒君） 里親留学制度につきましては、両親を亡くした者で里親に委託する場合を6万

円としておりますし、保護者が里親に委託する場合は3万円、そして両親を亡くした者または保護者が縁故里親に委託する場合は1万5,000円としております。

それぞれ、両親を亡くした者については2名ほど、それから保護者が里親に委託する場合、3万円の者については3人ほど。それから、いわゆる縁故里親に委託する場合これを5人ほど、こういった積算の上に計上しているわけでございますけど、現在のところ5月末のきょうの段階ではまだ希望者がいない状況でございます。

○23番(湯川逸郎君) 先ほどの中低所得層の基礎的な定義をとということで私は申し上げたんですが、所得層の中にはいくらいくら金額のところまでが低所得層ですよとか、あるいは、全体的に収入的なものでいった場合にはどうどうですよという規定があると思いますが、そのことを私はお尋ねしているんですが、どのように解釈したらよろしいでしょうか。

○総務部税務課長(有村正美君) 今のご質問ですけれども、中低所得層ということの定義ということでございますけども、低所得者につきましては、所得の額に応じまして国保税の7割軽減、5割軽減それから2割軽減、この3種類で減額をする世帯の方がいらっしゃると思いますが、いくら、例えば中所得とか高い所得というふうにはちょっと今の段階ではお答えできないかと思えます。

以上です。

○23番(湯川逸郎君) 最後ですが、今お答えできませんということですが、じゃあ低所得者というのは1万、2万のことでしょうか。中所得者というのは10万以上のことでしょうか。そのような金額が限定された中でこういう条例ができていますと思いますが、そのあたりは調査していらっしゃるんですか。

○総務部税務課長(有村正美君) お答えします。

国民健康保険税につきましては所得が33万以下の方は7割軽減、それから、所得者の人数にもよるんですけども57万5,000円以下、2人です、所得の方がふえればまた額が変わりますけれども、あと2割軽減の方につきましては68万以下です。それからそれ以外の方につきましては軽減がございませんので、低所得者ではないというふうにご考えております。

以上です。

○議長(兼田勝久君) ほかにございませんか。

○13番(里山和子君) 議案第49号についてお尋ねいたします。

これは市長にお尋ねしますが、毎年のように限度額を51万、52万と上げてきているように思うんですけども、最高の限度額にあたるような人たちも中小企業のせいぜい社長さんとか、大企業の社長さんたちではないわけです。そうしますと、中には経営不振で払えない方も出てくるかもしれない。そうすると、中小の中低所得者層の負担に配慮する改正だと言われているんですけども、またそういうところにも影響が出てくるかもわからないと思うんですけども、国が補助率を下げたのを上げないでこのような小手先の改正をしていることについて、市長はどのような見解をお持ちかと

ということについてお伺いしたいと思います。

議案第50号ですけれども、この里親の支援留学補助金というのが313万5,000円とぶっこみになってるんですけれども、これはどこの県からどの地区からどこの、始良市では小中学校のどこの学校に何人ぐらいの方が見えているのかどうか。里親は何人ぐらいいらっしゃるのか。この補助の何か支払いの基準とかそういうのが決められているのかどうか。それと一般財源を持ち出しているようですけれども、将来の交付税措置があるのかどうか、地方任せになるのかどうか。

とりあえずそのことにお答えください。

○市長（笹山義弘君） まず、49号の件でございますけれども、今回の条例改正は、先ほど申し上げましたように地方税法施行令の一部を改正する政令が3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴います関連の条例改正ということでございますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

○教育長（小倉寛恒君） 里親制度につきましては東北3県の宮城県、岩手県そして福島県、それぞれ3県にこの制度をご紹介申し上げ、あわせて文部科学省のホームページにも載せているところでございます。先ほど申し上げましたように、現段階で希望者はございません。

これは理由はさまざまあるわけでございますけれども、どこの地区からどこの学校にというのは、そういうことでまだ来ていないところでございますけれども、希望者があつたら、その本人の意向を確認しながら、学校あるいは里親については配置していきたいというふうに考えております。

里親は現在19世帯が希望されております。あわせて35人ぐらいは受け入れ可能というところでございます。支払いの基準につきましては先ほど湯川議員にもご説明したとおり、両親を亡くして里親に委託する場合1人6万円、保護者がいながら里親に委託するという場合は3万円、そして両親を亡くした者、あるいは保護者が縁故里親、こちらに祖父母がいるとか、おじさん、おばさんがいるとかいうことで委託する場合は1万5,000円と、こういう基準で制度を設けております。

交付税措置についてはちょっと私のほうでは答弁できませんので、財政当局のほうでお答えいただきたいと思えます。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） ただいまの交付税措置につきましてご説明申し上げます。

交付税措置に限らず、現在この震災関係につきましての支援を支出したということにつきましての国とか県からの市・町に対する逆に言う支援と申しますか、そういう部分についての情報はまだいただいております。

ただ、例年ですと特別交付税の申請の中で、特別な事情によるものという形で、こういうもの等につきましては提示して申請をさせていただいております。

ことしの場合は、特にこのような大きな震災でございますので、枠が設けられて震災関係経費という形で申請ができればよろしいのかなというふうに考えております。

以上お答えします。

○13番（里山和子君） そうしますと、この被災者支援留学補助金というのは、まだ今のところ対象者はいないけれども予算としては組んだということになるんですかね。そうしますと、どういうふう

なことを想定して313万5,000円という金額が出てきたのか。その組まれた根拠をお示しいただきたいと思えます。

それから、予算書の6ページですけど、財政調整基金繰入金が7億から1,000万プラスして7億1,000万になっているわけですけども、かなり財調まだ5月時点で7億1,000万繰入れてるわけですけども、財調は残はいくらになっているのかどうかお答えください。

それから、繰越金も議案の4号ですか、4号あたりで約3億ぐらいになってるようですけども、ここでも2億9,530万4,000円ですが、あと前年度繰越金としては幾らぐらい残っているのかお知らせください。

○教育長（小倉寛恒君） 積算の根拠につきましては先ほども答弁いたしましたように、6万円の両親を亡くした者については2人、それから保護者が里親に委託する場合3万円を3人、そして縁故里親に委託する場合は5人と、全部の10人の内訳で積算しておるところでございます。

現在のところ各県の県教委の担当者に聞いてみますと、やはり、始良市は鹿児島県にあって遠隔地にあるということで、よほどやはり縁故がない限りなかなか困難じゃないかということが一つ。もう一つはやはり、東北3県とも4月の下旬に始業式を行ったところございまして、今はまだ学校がスタートしたばかりで、他の学校へ移るということまで至ってないと、これは次のステップになってくるということでございます。

あわせて、今せっかく新学期が始まって友人関係ができたところで再びまた他県へ移るということ、あるいは両親のもとを離れて移るということにやはり抵抗があるということ。あわせて、この災害のトラウマといいますか、心の不安定感というのがなかなか払拭できないと、そういった理由が根本にはあるようでございます。

両親を亡くした者については、東北3県とも、基本的にそれぞれの県内で親戚関係あるいは施設に収容するということを基本に考えているという状況であるようでございます。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） まず、基金残高のほうですが、財調基金につきましては3月末でおよそ31億円でございます。それから繰越金のほうにつきましては、今回、予算計上で2億9,800万程度最終的にさせてもらっておりますので、今後決算剰余についてまた決算剰余が見込めますと、それにつきましては今後の留保財源ということになるかと考えております。

以上です。

○13番（里山和子君） 議案第51号ですけども、これのあの、対象者と影響額はどのくらいになるのか。今住宅ローンの利息なんかについては、再度建てかえる場合には銀行がみるとか公的資金をつぎ込むとかというような案もいろいろ検討されているようですけど、どのくらいの対象者と影響額が出ているのかお知らせください。

○総務部税務課長（有村正美君） お答えします。

議案51号の市税条例の改正に関する影響ということでございますけれども、これにつきましては、被災された方が始良市のほうへ転入されてこられた場合に、その雑損控除とあるいは住宅ローン控除等の適用が可能というふうになりますので、今の段階では何人の方がいくらぐらいの金額で対象にな

るかということはまだわかっておりません。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○19番（神村次郎君） 議案第49号ですが、国民健康保険事業は世界に誇る皆保険事業ということで立派な制度なんですけど、地方では大変な状況で、国がどう国民健康保険事業を考えているのかさっぱりわからん、そういう状況なように思っています。

ところでこの1万円の、始良市でわかるのかどうかわかりませんが、1万円とかこういった見直しがされていますが、背景というのは、先ほど質問がありましたが、算出根拠とかいうのがわかりますか。わかれば教えてください。

それから、国民健康保険事業について大変な状況というのは認識をしていますが、運営協議会にも入っているのでもそこでも申し上げていることですが、市長として国民健康保険事業を国・県によっぽど強い要望をしていかないかと思っています。そこ辺の決意をお願いします。

それから50号ですが、保健師を派遣をするということで、今回2回目の派遣になると思っています。これまでの保健師の、テレビでも結構見えていますけれども、保健師の人たちがどういう仕事をされるのか。一定は説明を受けましたが、詳しくわかれば教えていただきたいと思います。

それから、この体験をどう始良市で生かしていくのか。私の知っている鹿児島市の職員が、土木の技術員がおりますが、別な団体から行きました。結構県内からも行政の人たちが参加をしています。これからも復興の例えば都市計画とかそういった事業にも結構、今から人材が必要だと思っていますが、この経験を始良市としてどう生かすのか。簡単な方法は説明会をしたりとかそういうのもありますが、ぜひ、貴重な体験ですので生かしてほしいなと思っています。どのような生かし方をするのか。

それから、これからの派遣が想定をされているとは思いますが、どういう部署が想定をされるのか教えてください。

それから、東日本大震災支援金のところですが、700万円計上をされております。東馬場議員の質問の中でお答えがあったかと思いますが、使途内容をもう少し詳しく教えてほしいなと思っています。

それから、この義援金ですね、結構民間のところでも、言えばあそこそこでそれなりにされていると思いますが、市として1人どれぐらいしちょっとか、そういうものは情報を持ちよおれば、ぜひ教えてほしいと思います。

それから、市で義援金の三十何カ所ですかね、義援金を集める場所を設置をされていますが、どれぐらいの、集まった状況ですね、義援金の状況がわかれば教えてください。

以上です。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

保健師の活動内容でございますが、一応、今回の5月の派遣計画といたしましては、現在3名行きましたが2名帰ってきました、一応1名は今活動中でございますが、その内容としては1グループ6人の体制で、一応その中に医師と保健師が入っております。1名ずつ。そしてあとは保健師が入って6名で1グループということで活動しておりますが、その内容といたしましては、身体に関することであれば血圧とか腰痛とかそういったなどの検査、それと心に関することであれば眠れないとか、頭が痛

いとかいらいらするとか、いろいろそういった症状があるということで、そういった方々への支援という形のもので、一応活動されているようでございます。

あと、今後の支援ですが、もし始良市でといった場合なんかを想定した場合には、この体験を生かして、今全国各地から保健師が支援に来てるようでございます。見ますといろいろつなぎということでミーティングして、いろんな記録をとったり、それをあすの支援につなげていく、そういう体制をとっておりますので、始良市でも今後そういった方法がとればいいなというふうに考えているところでございます。

以上で終わります。

○総務部税務課長（有村正美君） 議案49号の税条例の関係で、国保税の限度額の引き上げの根拠あるいは試算をされたのかということでございますけれども、始良市としては試算はいたしておりません。地方税法施行令の改正に基づいて、今回税条例の改正をさせていただきました。

以上です。

○総務部長（谷山昭平君） ただいまの質問につきましていくつか申し上げます。

今、市民生活部長のほうで体験とか今後の派遣の様子とかいうふうに答弁をしましたがけれども、保健師の体験につきましては、まず保健師同士の研修とかそういうところにも活用できますし、一部、今回、地域防災計画の見直し等も考慮しておりますので、メンタルヘルスの面とかアフターケアの面で参考になるのではないかとというふうに思っております。

また、今後の派遣につきましては、現在、保健師につきまして計画的に派遣をしているところであります。また一般職の派遣につきましては、先般希望を募りまして、41名の職員から派遣希望が出ているところであります。

また現在、職員を被災地に派遣している団体につきましては、例えば同じ港町とか空港等とか、災害協定等を締結したりとか、そういうふうな団体が多いようです。

現在、一部県のほうで長期的な支援をするということでいろいろ発表がなされておりますが、単独の市でした場合には長期的な派遣というのはなかなか困難かと思っております。そこで、私どもとしては、現在全国市長会のほうに提出がしてありますので、いずれは長期的な派遣の申請が来るかもしれないので、そういうふうな時点において対応をしたいと思っております。

それから、全国市長会のほうからの義援金のお話ですがけれども、これにつきましては、いろいろな支援方法があると思いますが、県の市長会のほうで取りまとめて報告があると思っておりますので、その時点でお知らせをしたいと思っております。

以上です。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） 危機管理課の犬童でございます。お答え申し上げます。

義援金については市内で38カ所設置をしております。3月12日から5月の26日までの間でございますけれども、1,503万4,479円の支援金をいただいているところでございます。

以上でございます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） 市長のほうにご質問でしたけれども、まず今後の国

保事業のことについてご説明申し上げます。

今回の限度額の引き上げに関しましては、どうしても今の不景気の中で総所得も落ち込んでおります。ただ、落ち込みながらも高齢化社会を迎えまして、医療費については始良市においても毎年5%、約3億円伸びてきております。そうなりますと、これの支払いはどうなるかということになりますと、この限度額の引き上げをして、少しでも税の負担を、支払いができるような形をしていただきたいということでこういう改正だろうと思っておりますけれども、ただ国においてもいろんな財政調整交付金、これも年々調整率で下げておりますので、国の国庫補助金も相当下がってきております。そのため、昨年22年度におきまして、調整交付金等の県とのヒアリングの席でも県に直接お願いして、どうしてもこの調整率の云々で下がってきております。そうしながら医療費は高くなってるという現状を申し上げまして、この分についての国への進言もさせていただくよう要請もしているところでございます。

以上です。

○19番（神村次郎君） 1万円のことで、やっぱり説明ができんにやいかんと思うんです。なかなか国にはそこら辺まで言わないんでしょうけども。1万円の算出根拠というのはやっぱりぜひ収拾してほしいなと思います。

それから、義援金の1人100円、700万ですが、どういう使われ方をするのか、この方法で集めるお金というのは確実に集まるんですね。間違いないんです、税金ですから。どういう、細々した説明をすべきだと思うんです。

それから、国保事業の運営ですが、市長にお答えいただきたいと思います。

それから、被災地に派遣をされていく職員は大変な勉強してくると思います。神戸震災のときに私のところから行きましたが、土木の職員でしたけれども、すごく勉強になって、その後にやっぱり被災地の状況を把握ができる、想定ができる、そういう状況でぜひこの体験、地域防災計画の中でも生かしていただきたいと思っています。

以上ですが。何問か質問しましたので、お答えください。

○市長（笹山義弘君） 49号の件にお答えいたします。

このことにつきましては、先ほど来申し上げておりますように、地方税法の施行令の一部改正に伴う条例の改正ということでお願いしておるところでございます。

国保全体に関することにつきましては、政策的課題というところもございまして、一般質問等をお願いしたいと思います。

○議長（兼田勝久君） 神村議員、1万円の根拠はこれは国のやつで要望ちゅう形で締めくくったんですが、そういうことでいいんですか。

それから体験を生かすというやつも、今後生かしていただきたいという要望だったので、いいですね。1人100円の根拠の説明を欲しいちゅうことだったので、執行部のどなたか。

○総務部長（谷山昭平君） 1人100円の根拠につきましてご説明申し上げます。

これは全国市長会、九州市長会それから県の市長会を通じて、市長会のほうで決定がなされたわけですが、先ほど副市長のほうから答弁がありましたように、5,000万ずつ3県に分けて配布をしてお

ります。

この議決の時点では非常に緊急を要する事態でありまして、先ほど答弁をいたしましたように、詳しい全体の状況というのはまだ把握できないわけですが、義援金の使途状況につきましては、また市長会のほうでも詳しい説明はあると思っております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○19番（神村次郎君） 100円ですが、私はある会合で、いくつかの団体に義援金を出してると。どげな使われ方をすったろうかいちゅうのがありました。私はやっぱり、無駄に使われないことが大事だと思ってるんで、そこら辺で聞いているわけですし、ぜひ、税金1人100円ということですので、はっきりわかりましたらちゃんと報告をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（兼田勝久君） ほかがございませんか。

○2番（笹井義一君） 議案第50号につきまして質疑いたします。

鹿児島県との協力体制のもと、被災地に5人の保健師を派遣ということで、約150万円組まれております。そして派遣先が宮城県の女川町ということですが、これは県と連携して始良市から5人出すという解釈でいいのか。

それからあと、150万を5人で割ると大体30万、1人あたりですね。そうしたときに、どの程度の期間派遣するのか。予定は何日ぐらいを予定しているのか。

それから、派遣先が女川町となっておりますけれども、ここに決まった理由はどうか。それだけお聞きします。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

保健師の派遣につきましては一応始良市だけで5人なんですが、これは県内各市町村からも来ております。その関係で、今回の5人というのは始良市だけでございます。

それと期間でございますが、期間については一応1人1週間程度ということでございます。最初に行った人が5月11日から17日までの期間ということでございました。そのうち実質、往復で2日かかりますので、5日間が実際の活動ということでございます。

それと、女川町に決まったのは一応県のほうから、これは県の協力体制ということでございますので、一応県のほうからそういう指示がありましたので、それに基づいたもので活動しております。

以上でございます。

○2番（笹井義一君） この期間が1週間程度ということで、これは取り決めがあるのかとは思っておりますけれども実働5日間、実績を踏むには少し短いような気がします。このあたりは1週間という日程の決め方、これはどのような根拠で決められているのでしょうか。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

この期間につきましても、一応県のほうからそういう指示がございましたので、一応県の保健師等もともに活動するものですから、その指示どおりで動いております。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） ほかにございますか。

○2番（新福愛子君） 48号について2点ほどお尋ねいたします。

まず1点目ですけれども、出産育児一時金の増額が恒久化されたということは大変に喜ばしいことでございます。少子化対策としての効果、これは大きなものがあるのではないかと考えておりますが、始良市としてどのようにこの増額における、またその後の出生率の変化など掌握されておられると思しますので、どのように分析しておられるかお尋ねいたします。

2点目が、出産に関してですけれども多生児、双子とか三つ子とかいらっしゃるわけですが、そういった多生児の場合は双子であれば当然2倍、三つ子であれば3倍というふうに伺っておりますが、また、非常に不幸にして死産とか切迫流産とかいうケースもあるわけですが、この点について、ここからは3点お尋ねいたします。

たしか妊娠月数4カ月、85日以上あれば出産育児一時金の対象になるというふうに認識しておりますけれども、この場合は全額支給されるものなのでしょうか。

2点目が、始良市になってからこのような死産とか切迫流産の数ですね、市として掌握されておられましたら、お尋ねはしにくいんですけれども、実態をお知らせください。

そしてまた母親学級等もずっと積み重ねていかれるわけですが、そのときどきに、このような切迫流産とか死産でも出産育児一時金が出るんですよというようなご案内というか情報としての提供、これが丁寧な情報提供がされているか、それがまた適切に対応されているか、そういうことが起こった場合、お尋ねいたします。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

まず、出産育児一時金に関する掌握に関してでございますけれども、本来この制度が改正されたのが平成20年の10月からでございますので、その前につきましては先ほど言いましたように4万円引きますので38万円という取り扱いでしておりました。また21年度については旧3町で取り扱いをしておりますので、その中で件数等の取り扱いはそのまま問題なくしておりますので、きちんとされたものだろうと考えております。

それから2点目の死産に関する件でございますけれども、始良市においてまず件数でございますけれども、昨年一応2件、件数的にありました。それで、これについては先ほど議員が仰せのとおり85日以上についてはそのままです。これにつきましては出産育児一時金については支給いたしますが、ただ、さっき言った産科の保険料、これは死産で生まれてこられましたのでこの産科の分の3万円は該当しませんので、結局39万をこの2件については支給しております。

それと、母親学級云々等の問題でございますが、これは健康増進課のほうの保健師さんたちのほうでお願いという形になろうと思うんですけど、ただ、妊婦健診とかいろんな妊婦相談とかあるときに、前もって死産がどうのこうのというのはあまり言えないものですから、そう詳しくその旨は伝えるこ

とができません。ただ、情報として死産で生まれたときは早急、本人たちの申請がなくても、ないときにはこちらから家族のほうに連絡して請求できますのでという説明をいたしておりますので、こういう漏れがないような取り扱い、また母子手帳も発行しておりますので、すべてそれで把握しておりますので。ただ、これを情報としてはあまり先に話を持っていくちゅうのがなんか大きな、ちょっと個人的に問題があると思いますので、今の段階ではそういう取り扱いをしているところです。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかにありませんか。

○29番（森川和美君） ほとんど出尽くしておるんですけども、一つだけ、同僚議員の質疑と重なるわけですけども、保健師の職員派遣が答弁で1週間ということでした。そして県下では始良市だけだというふうに記憶してるんですが、これでまず確認です。もう一回。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

私の答弁がまずかったかもしれませんが、保健師だけというのは、始良市は5人ですが、各県それぞれ各市町村からも保健師が派遣されております。始良市だけが5人ということでございますので、始良市だけで行くわけじゃございません。県とか各県内の市町村も含めて1グループ6人体制で活動してるということでございます。

以上でございます。

○29番（森川和美君） このような大きな災害に対して各縣市町村、あらゆる協力体制、支援活動はしなくてはならないと、そういったことには全然異論はないんですが、ただ、質疑だから意見は差し控えないかんわけですけども、本市の保健師の内部事情ですね、そこらを勘案したときに、5人の保健師のいわゆる人数の設定の仕方です。そして1週間、これは県のほうからの指導ということなんでしょうけれども、先ほど答弁がありましたように行き帰りは1日、2日ですから、正味5日間なんですよね。5日間で何ができるだろうかと、向こうとの打ち合わせやらなんやらあるから。そこらをだから今後はしっかりそこらを、1人なら1人、2カ月なら2カ月と、そういうような検討もする必要があるんですが、そこらをどのようにお考え、緊急な事態ですのでなかなかベストなやり方が難しいんでしょうけれど。

それともう1点は、その1人、2人欠けるときの肝心な本市の保健師の状態はどのようなことを考えておられるのか。状況、実態と。

○市民生活部長（花田實徳君） お答えします。

まず、今回の保健師の派遣でございますが、これは県のほうから設定されたということでございます。この期間についてはそれぞれ考え方もあると思いますが、今回の保健師の派遣につきましては、被災地の人たちの心のケアということで一応基本的になっております。そうなりますと、こちらで推測でございますが、心のケアとなりますと、その被災に遭った人たちの感情移入そういったものをしがちであるというようなことで、あまり長期間はできないんじゃないかなろうかということで、保健師の精神状態、そういうことも考えまして、一応1週間ぐらいの期間が設けられたんじゃないかなろうかとい

うふうに考えております。そのために今回、精神科の医師もついております。

それと、内部の保健師の事情でございますが、これにつきましては、それぞれ今回は本庁から、6月の計画はまだ来ておりませんが、計画まで含めますと本庁から3名、そして加治木総合支所のほうから1名、蒲生総合支所のほうから1名ということでなっております。その体制につきましてはそれぞれ係間で協力体制をとっておりますので、今のところ事務に支障はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（兼田勝久君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第51号までの4件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。

議案第48号から議案第51号までの4件は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第4、議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第48号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第5、議案第49号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

討論はありませんか。

○24番（堀 広子君） 議案第49号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立

場で討論いたします。

国の地方税法施行令の一部改正に伴いまして、課税限度額を73万円から77万円に引き上げるものがあります。医療分を1万円、後期高齢者支援金等の分を1万円、介護納付金分を2万円それぞれ引き上げられます。引き上げの対象者は、先ほどご答弁いただきましたように医療分が164件、後期高齢者の支援金の分が381件、介護納付金分が62件で、その影響額は4,155万円となります。

限度額のこの引き上げによりまして、中低所得者の負担を配慮するというところでございますが、私は、このわずかな引き下げでは市民の困難を打開できないと思っております。もともと、国保加入者の中で高額な所得者の占める割合というのは大変小さなものであると思っております。

全国的にも平均所得が下がっております中、本市でも先ほどご答弁いただきましたように総所得が下がっているところでございます。所得が下がっていくのに国保税は高くなると。これでは今回の改定の課税限度額の引き上げというものは、結果として滞納者がふえて国保の財政は悪化し、国保税の引き上げ、そして払えなくなり滞納者がふえると、そして財政の悪化と、このように悪循環を繰り返すこととなります。これを断ち切るには、やはり国保税の加重な負担、そのものを解決することだと思っております。そのために国の負担の引き上げを求めるものであります。

以上申し述べて反対といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第49号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。

議案第49号 専決処分について承認を求める件（始良市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第6、議案第50号 専決処分について承認を求める件（平成23年度始良市一般会計補正予算（第2号））について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第50号 専決処分について承認を求める件（平成23年度始良市一般会計補正予算（第2号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第50号 専決処分について承認を求める件（平成23年度始良市一般会計補正予算（第2号））は、承認することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） 日程第7、議案第51号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）について討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第51号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第51号 専決処分について承認を求める件（始良市税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

（午前11時18分休憩）

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時27分開議）

○議長（兼田勝久君） 日程第8、議案第52号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第52号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、本年3月11日に発生いたしました東日本大震災の被災地から本市へ避難及び転入された方の生活の安定向上を図ることを目的とした生活支援金を計上いたしました。

まず、歳入歳出予算の補正につきましては、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書7ページ、総務管理費の災害援護費292万5,000円の追加は、東日本大震災及びその後の余震等により、生活基盤に影響を受け居住できなくなった方、並びに、この震災に伴う原子力発電所の損壊等により国からの避難指示を受けた地域の方を対象に、移動費用支援金、生活支援一時金

及び教育支援金を支給するものであります。

支援金額につきましては、被災地から本市までの移動費用支援金が1人あたり5万円、本市での生活を始めるにあたり必要な生活必需品の購入費用としての生活支援一時金が1人あたり5万円、避難者が幼稚園、保育園、認定こども園等、小・中学校及び高等学校に入園、入所、入学等をする場合の教育費用としての教育支援金が1人あたり10万円であります。

なお、移動費用支援金については、小学生以下は半額の2万5,000円としております。

以上、歳出予算につきまして申し上げましたが、補正総額は292万5,000円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は268億1,681万7,000円となります。

この財源といたしましては、6ページに掲げてありますとおり、前年度繰越金で対応いたしました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○11番（竹下日出志君） ただいま議題となりました議案第52号 平成23年度始良市一般会計補正予算について質疑を行います。

東日本大震災の被災地から本市へ避難及び転入された方の生活の安定向上を目的とした生活支援金を計上されておりますが、本市への避難・転入された方々の詳細な説明を求めます。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

本市に避難及び転入をされた世帯につきましては、避難者が2世帯3名、転入者が1世帯3名、計3世帯の6名を現在把握しているところでございます。

地区で内訳を申し上げますと、蒲生地区が福島県双葉郡から1世帯2名、始良地区が福島県同じく双葉郡から1世帯1名、加治木地区が宮城県石巻市から1世帯3名となっております。

以上でございます。

○11番（竹下日出志君） 東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の損壊等により国からの避難指示を受けた地域の方を対象に、生活支援一時金を支給されますが、本市の市営住宅入居の際の照明器具等について、支援はどのように考えておられるか伺います。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

市営住宅の照明器具等についてはこちらのほうで準備いたします。

○11番（竹下日出志君） 市長にお伺いいたします。

市長は県内で一番暮らしやすいまちの実現を目指し、市民の皆様が快適に安全で安心して暮らしていただけるように市政運営を行ってまいります。

そこで、東日本大震災の被災地から本市へ避難・転入された方々と市長がお会いして、生活支援一時金及び教育支援金を支給し、激励される考えはないか伺います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

本議案が承認いただきましたら、直ちにそのようにさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○5番（田口幸一君） 声が小さかったものですから2番目になりましたが、今、竹下議員の質疑の中で3世帯6人ですね、この方々は、まずお尋ねの1点は、始良市にゆかりのある方々なのか、全く始良市には関係ないという、それが第1点。

それから、3世帯6人ということですが、ここに移動費用支援金が1人5万円という、それから避難者が幼稚園、保育園、認定こども園等、小・中学校及び高等学校に入園、入所、入学等の教育支援金が1人あたり10万円、その一番最後は移動費用支援金は小学生以下は半額の2万5,000円となっておりますが、この3世帯6人の方々は、今申し上げました幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校、高等学校、その内訳ですね、それをお知らせください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

3世帯6名の方々の本市へのつながりといいますか、そういうことでありますけれども、2世帯につきましては実家のほうに当初は避難をされております。あとの1世帯につきましては、始良市に以前、出身地がこちらであったようでございまして、そういう関係でこちらのほうに避難をされたということでございます。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） その3世帯6人の支援の内訳でございますが、1世帯ご夫婦で来られたところにつきましては20万円、合計で20万円、それからあと1世帯で家族3人で来ていらっしゃるのところ、ここにつきましては42万5,000円、子どもさんがおられたということで半額の2万5,000円を対象にしております。それから、お一人で来られていらっしゃる方、ここにつきましては10万円、試算的にはそのような形になっております。

以上お答えします。

○5番（田口幸一君） 金額についてはわかりましたけど、幼稚園とか保育園とか小中学生、高等学校、その答弁を求めます。

○議長（兼田勝久君） 答弁続けてください。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 子どもさんといいますのが1人、まだこの子は乳幼児でございます。あと、小学校、中学校、高校生は現在把握してる中ではいらっしゃいません。

以上です。

○5番（田口幸一君） これも竹下議員が質疑されたかと思うんですが、2世帯は実家ということで、先ほど市長の提案理由の中で蒲生地区というふうに理解をしているんですけど、1世帯は全く始良市

にゆかりのない方、世帯だということですが、この世帯とその乳幼児の方の住まい、市営住宅云々というのがありました、どこにお住まいですか。そしてまた、その住宅の支援というのがこれ出ておりませんか。生活支援、この中に含まれているかと思うんですが、その辺の説明を求めます。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

少し先ほどと重複いたしますが、3世帯6名の方々の内訳について再度ご説明申し上げます。

避難をされてきた方が蒲生地区に1世帯2名いらっしゃいまして、福島県双葉郡のほうから来ていらっしゃいます。この方につきましては、以前始良市でお生まれになったということでございます。それから、始良地区につきましては1世帯1名ということで、この方は実家に避難をされております。それと加治木地区1世帯3名の方でございますが、この方につきましても実家のほうに一時避難をされているということでございます。

それから、あと一つ、住宅の支援につきましてでございますけれども、住宅の支援といたしましては、入居から1年間無償ということでございまして、——市営住宅ですね、1年間無償ということでございまして、現在、12戸を提供をしているという状況でございます。

以上お答えといたします。

○議長（兼田勝久君） ほかがございせんか。

○20番（谷口義文君） 大体、田口議員の質疑で答弁がある程度は出ております。私がお聞きしたいのは、移動費用の支援金が1人あたり5万というのはこれは妥当ではないかなと思うような気がしておりますが、生活に必要な、本市での生活を始めるにあたり必要な生活必需品の購入費用としての生活支援一時金が1人あたり5万というのはちょっと少ないような気がしてなりません。実家に帰られた方はテレビとか冷蔵庫、その他のものはある程度あるし、これはさほどというか金額的にはかからないでしょうが、一から生活を始める方には、1人あたりこの5万という根拠はどこから示されているのか。また、ほかの県、ほかの市町村の生活必需品の購入資金というものはどのくらいの額が出ているのか、お願いいたします。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

1人あたり生活支援ということで5万というのが金額として低いんじゃないかというご質問でありますけれども、手元に持っております資料に基づいてご説明申し上げますが、始良市と同等の支援をしているところが志布志市、南さつま市、日置市でございます。この中で、生活支援といたしましては、今申し上げました3市におきましては30万円を限度としているところでございます。なお、本市につきましては、限度額は設けてないところでございます。

なお、生活必需品としましては、これは福島県が行ってる支援でございますけれども、日赤を通じまして1世帯1戸あたり洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポットの支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○20番（谷口義文君） 今、志布志、南さつまですか日置ですか、この30万を限度というのが出てき

たわけですが、これは1人あたりの移動の費用5万、そして教育支援金が1人10万とありますが、じゃあ1世帯6人で引っ越してきたとするともう既に5万掛けることの6人で30万ですね。それに移動の費用もかかると5万、教育もかかると。それはほかの30万切ってるところはもう打ち切りですね。始良市の場合は、1世帯10人であろうが20人であろうが、5万は一時金として生活のものはやるということですね。

私が質問してるのは、1人、2人の避難者に対しては5万が少ないということです。預貯金を多く持っていらっしゃる方はいいんでしょうけれども大変な方もいらっしゃるわけですから、もうちょっと何とか、5万じゃなくて10万ぐらい、1人あたり生活必需品の購入費用のものが出せなかったのかなというふうに思っております。答弁をお願いいたします。

○市長（笹山義弘君） 今回の支援金の算定額をいろいろ精査するにつきまして、鹿児島県内を含めいろいろとそういう支援をしてるところの状況をいろいろ調べたところでございます。そういう中で、あくまでも一時的な避難に活用いただける支援金としての算定額ということでいろいろ協議いたしましたけれども、始良市としては全国の事例等を見ましても妥当な数字であろうということの判断をいたしましてこのようにお願いをしているところでございます。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○17番（上村 親君） 素朴な質疑でまことに申しわけございませんけれども、生活支援金の計上、これは目的はわかりました。あと災害援護費なんですけれども、まずこの被災者の方々が本市に何年間ぐらい滞在するつもりなのか。被災地の復興があってまた帰るわけなんですけれども、そういったところの支援金というのは今回の補正で上げなかったのかどうかです。

それからもう1点は、この被災者の方々が本市に来られてるんですけれども、生活の支援金、収入、これについては行政のほうはどのような考え方を持っていらっしゃるかどうか。

以上2点です。

○総務部長（谷山昭平君） お答えをいたします。

いろんな支援金の形があると思うんですが、今、支援金をお願いしてるのは市としてできる一時的な支援金をお願いしているところでございます。

また、被災地の県におきましては、例えば35万円を支援金をするので、転入された方々の報告を該当県に報告してくださいというような、35万円出しますというところもございます。

それから、先ほども申しましたように、これはもう一時的な支援でありまして、その後、始良市に長期的に滞在ということになれば、災害支援の関係で連絡会議を設けておりますので、例えば農業支援とかそれから就職支援、いろんな面でその方の実情に応じた支援をしてみたいと思っております。

○17番（上村 親君） それでは生活支援については今後協議をするといったような考え方で我々は理解してよろしいのかどうかですね。

それから、今回復興されて、先ほど言いましたけれども帰るときの一時金、これはその都度にまた

考えるということで我々は理解しているのかどうかですね。

○総務部長（谷山昭平君） お答えいたします。

今現在、他市の状況を見ますと、災害で来られた方の転入あるいは居住された方の一時金としての援助内容が各市のホームページ等で掲載されておりますので、また災害の収束状況を待ちまして、各市の対応も異なると思いますので、その時点で検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○13番（里山和子君） 加治木の1世帯3人の方は、蒲生の2人が20万で始良の1人が10万で加治木の3人が42万5,000円とありましたけど、この3人は乳児を含めてだということでしたけど、この42万5,000円はどういう計算になってこういうふうになるのかどうかということと、これ全部足しても72万5,000円にしかないんですけど、292万5,000円との関連はどうなるんでしょうか。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） お答えいたします。

まず、加治木の方をご説明申し上げます。ご夫婦と乳幼児の方が1名でございましたので、移動支援で12万5,000円、それから生活支援が、実はお子さまがおなかにおられるということを知っております。したがって、その分が出生後の時点で若干ずれてまいりますので、その分で20万円、予定日がきのうだというふうに聞いております。したがって、最終的に42万5,000円、場合によっては教育支援等がつけばあと10万程度つくんですが、実情を勘案しまして最終的にお支払いをさせていただきたいと思っております。

それから、あと、残りの二百十数万につきましては、現在、私どもが把握しているのがこの3世帯だけでございます。場合によっては、ひょっとしたら潜在的におられる可能性もあるわけですし、その分、それからあと、今後学校等の関係、特に今福島の関係は厳しい状況が続いておりますので、そういう世帯等をおよそ3世帯程度、子どもさんも、今回その福島の関係ですと子どもさんも来られるだろうという前提で、大人を5人から考えておまして、子どもが8人程度はおられるんじゃないかというような、あくまでも予定で組まさせていただきます。

以上お答えいたします。

○13番（里山和子君） 大体わかりました。交付税の関係は、これは地方持ちになるという考え方なんでしょうかね。それとも特別交付税で申請するというようなことになるのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○総務部次長兼財政課長（脇田満穂君） 交付税につきましては、先ほどの議決いただきました補正予算の質疑の中でもお答えいたしましたけれども、普通交付税のメニューの中にはございません。特別交付税の中で、特別な事情があるものというのが、先ほど申し上げましたけれども例年の報告の仕方でございます。

ことしは先ほど申し上げましたけれどもとても大きな被害で各全国の市町、多分支援金として支出

をされておられますので、そのような関係で報告をまた別枠でさせていただくなり、メニュー等のものがつくられればそれで報告をするという形になろうかと思っております。ただ、それがそのまま歳入として上がれるかどうかは、まだ今のところ全く不明な部分がございます。

以上お答えとします。

○13番（里山和子君） 先ほども出ましたがこの生活支援一時金とか、移動費用支援金もですけれども、教育支援金もですけれども、県内の周辺市町村の対応と、もうちょっと始良市で頑張ることはできなかったのかどうかということと、それと、大変少ないですので生活保護の申請とか、保育者はいるかいないかわかりませんが、保育料の減免とか、そういうものが出てくるのではないかという可能性があると思うんですけれども、厚労省の通達も3月17日あたりで出ているようなんですけれども、そのあたりの生活保護との関係では、何かそういう申し出があったとかそういうことはないのでしょうか。

○総務部長（谷山昭平君） 今ご質問のありました関係する市の対応状況につきましては、先ほど市長のほうから説明があったとおりですので、十分いろんな資料を取りそろえて、金額の審議をお願いしているところであります。

○福祉部長（小川博文君） お答えいたします。

2点ほど質疑いただきましたが、まず生活保護の関係でございますけれども、確かにこの震災で家屋や家財道具を失われて困窮されている被災者の方には、生活保護を受給できるように柔軟に対応せよという国からの通知も来ているところでございます。義援金等が配布された場合なども、この収入認定をしないというような内容の通知も近々また示される予定ということでございますので、この生活・収入の部分で困っていらっしゃる方にはそういう方法でまた対応していきたいと思っております。

それから保育園の関係ですが、現在、保育園のほうにまだ入所ということにはなっていないんですけれども、この入所された場合につきましても、国のほうから、やや優先する形の扱いということで来ております。

減免につきましては現在のところこの避難された方に特化する形では考えておりませんが、本市の保育料の徴収に関する規則によりまして、扶養義務の方が失業、疾病、あるいは死亡等により収入が減少したとき、あるいはまた災害等により保育料の納入が困難な場合は減額免除することになっておりますので、こちらの規則で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○22番（新福愛子君） 2点ほどお尋ねいたします。

近隣の、先ほど志布志、南さつま、日置市についてのご紹介あったんですが、参考のためにお隣の霧島市、そして県都鹿児島市の支援金がどのぐらいの金額であるかわかりになっておられましたらお示してください。

2点目が、この3世帯の方々がいつ転入していらっしやったのか。転入月日わかりましたらお示してください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答え申し上げます。

鹿児島市におきましては、現在、住宅の1年間の免除ということのみでございます。霧島市につきましては、住宅使用料が6カ月免除、それから同じく移動支援金、生活支援金、教育支援金につきましては本市と同等でございます。なお、生活支援金につきましては実家、親族宅への避難という方々につきましては半額ということで霧島市はなっております。

それから本市につきましては、本市に避難もしくは転入・転居されて1カ月以上期間が過ぎますと支援の対象になるということにしておりますけれども、霧島市のほうでは3カ月以上ということになっております。

それから、いつ来られたかということでございますけれども、蒲生にお住まいの避難者につきましては4月4日にこちらのほうに避難されております。始良地区の方につきましては3月16日、それから加治木に転入された方につきましては4月8日に転入されております。

以上でございます。

○2番（新福愛子君） 転入月日それぞれ今お答えいただきましたが、既に2カ月以上、2カ月ぐらいですね。3月16日の方に至ってはもうかなり、本当に2カ月以上たっておられるんですけども、ここまで、きょうまでどのような生活をされているのか、すぐ対応ができないものか、これが決まってからという、もちろんそれまでの蓄えであるとかそういうところでしのいでいらっしゃると思うんですけど、先ほどの照明器具はじめ、ある意味着の身着のままというか、最低限の荷物だけを持ってこちらのほうにお見えになってると思うんですけども、そのような、もう少しきめ細かな、痛みを本当共感しての対応というのが考えられなかったのかどうか、これが1点です。

2点目に、加治木の方はお子さまがいらっしゃるようですけども、本市は小学校6年生まで子ども医療が無料化されたわけですが、この方に対しても今後医療費はそれが適用されるのでしょうか。

○総務部長（谷山昭平君） ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、3世帯6名の方が始良市に避難をされています。今、本日審議をお願いしておりますが、このことにつきましては先ほど来説明しておりますとおり、各市町の支援方策をいろいろとこれまで検討をしてみいました。その中でも、先ほど危機管理のほうで申し上げましたように、3カ月の居住要件とかいろいろ支援状況が異なりましたので、その状況を踏まえまして、また、近隣の霧島市の臨時議会の提案状況そういうところを踏まえまして、今回審議をお願いしているところでございます。

また、今後につきましては、保健師のメンタルヘルスの関係の相談とかいろいろ民生委員を通じまして細かい相談に、市のほうで支援体制を整えておりますので、あたっていきたいと思っております。

以上です。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） 加治木に転入された子どもさんの医療費についてお答え申し上げます。

この家族につきましては、一応始良市のほうに転入されております。その一部が国保の被保険者を取得されておりますので、その中の取り扱いとなりますが、ただ、震災の日から6月いっぱいまでは一部負担金はすべて免除になります。これは保険証を提示しなくても、口頭で出身地いろいろ言えば

医療機関に言えば、それを明細書に記載することで、これは一部負担金は全く免除になります。ただ7月1日以降については、市のほうで免除の証明書を出しますので、これを提示することによって、来年の2月いっぱいまで一部負担金はすべて、この被災者の方々についてはすべて免除されますので、ですので本人たちが払う一部負担金ということはありませんので。

以上です。

○議長（兼田勝久君） いいですか。ほかにございませんか。

○29番（森川和美君） 説明の中で避難者が幼稚園、保育園、認定こども園、小中学校、高等学校るございますが、今後このような世帯の方がご希望がございましたら、このような対象者でも受け入れるという理解だと思うんですが、それでよろしいのでしょうか。

それと、今、始良、加治木、蒲生にいわゆる3カ所に分散させて生活しているわけですが、このようなことは市のほうで、おたくは蒲生地区に、おたくは始良地区に、おたくは加治木と、そういうことに決められてそれぞれ住んでいただくことをされたのかどうか、これをまずお聞かせください。

○危機管理室長兼危機管理課長（犬童 久君） お答えいたします。

教育支援につきましては、今お示しをしておりますとおり、今後、そういう該当者の方がいらっしゃると仮定いたしますと、今お示ししたとおりに支援をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、今現在、3世帯がばらばらで各地区にいらっしゃいますけれども、実家であったり自分の親しむ場所であったりということで、これはご本人の希望のもとでこのような3地区に避難されているということになります。

以上でございます。

○29番（森川和美君） 少し補正の予算と少しかけ離れるんですが、私なんかもきょうも3世帯まだ来ていないとか、あるいはもう大分前から3世帯6人来ちよつがなという話がよく聞こえておったんです。だからそこらを含めて、やはりこれは何も隠すとか堂々と早く公開をして、例えば、公開をすると一般市民から、それはもうあらゆる支援をされるかもしれないですね。しかしそれは、相手方にしては、いろんな方があんまりどンドンどンドン来るのも迷惑であるかもしれませんが、そのようなことをすることによって、市の単独のいわゆる血税を使わんでよかかもしれないわけですよ。そこらあたりは考えなかったのかどうか。そこをまず聞かせてください。

○総務部長（谷山昭平君） お答えいたします。

今議員のおっしゃられたことも非常に参考になる点でございますが、被災を受けられた方々もそれぞれ個人情報がございます。市としましては、それぞれ実情に応じまして相談をいたしまして、もし支援物資が必要であれば、今備蓄している支援物資の中から使っていただくとかそういう方法を取りながら、実情に応じた支援をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○29番（森川和美君） プライバシーの問題よくわかるんですけども、もうすぐこれは広がるんで

すよね。実際に近くに住んでる方はまずもうすべてわかっちゃうわけでしょ。そういうことを含めれば、できるだけ早く皆さんとなじむということも大事ではないかと思ってるし、もう一つは、その3家族のいわゆる向こうの福島県ですか、その関係の自治体との協定とか、今後の友好関係はどのようなふうにお考えでしょうか。

○総務部長（谷山昭平君） お答えいたします。

被災者の方々につきましては、現在民生委員のほうで訪問を実施しておりますが、今後も自治会長さんあるいは民生委員を通じて、各周辺の方々にはなじんでいただくように、市としても支援をしてみたいと思っております。

また、被災県との関係についてでございますが、被災県からは、今現在、市民課のほうで転入届あるいは住居の直していないの方々を含めて基本カードをつくりましてそれを報告しておりますので、その都度通知が参っております。現在のところ自治体との協定とかそういうものにつきましてはまだ考えていないところであります。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

○24番（堀 広子君） 先ほど医療保障ということで減免制度を適用するというところでございましたが、国保法の44条と77条の関係の減免は適用になるのかどうかも確認しておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

今回のこの大震災についての免除関係につきましては、まず、国の今回のこの法が先に立ちますので、国保法の取り扱いについては先ほど言いましたように被保険者になった場合、今回の場合は加治木の場合は転入されて被保険者になっていらっしゃると思いますので、一応、国のほうは来年の2月29日まで一部負担金の減免、と同時に、国保税につきましては先ほど言いましたように国保税の中の法で減免取り扱いがありますので、そっちのほうに該当させますので、ですので、23年度におきましては一部負担金の減免、さらにそれから国保税についてはすべて減免されるという形になりますので、その取り扱いは、まず大震災の今回の国の通知に基づいたほうが優先されるということになります。

以上です。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第4号）は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。
本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（兼田勝久君） これから討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

○議長（兼田勝久君） これから、議案第52号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第4号）を採決
します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。

議案第52号 平成23年度始良市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（兼田勝久君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成23年第1回始良市議会臨時会を閉会します。

(午後0時09分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員